『既存住宅状況調査技術者講習』に関する質問及び回答

1. 受講、申込に関する質問及び回答

No.	質問内容	回答
1–1	今後、「木住協リフォーム診断員」の資	「木住協リフォーム診断員」制度は、R2.3.31 をも
	格はどうなるか(木住協 HP の資料の閲	って廃止となりました。今後は「既存住宅状況調
	覧等含め)	査技術者」に一本化されます。
		今までご利用頂いていた「リフォーム支援ツー
		ル」については、引き続きご利用して頂くことが
		可能です。「既存住宅状況調査技術者」の修了
		証と同時に発行した ID 及びパスワードで、木住
		協 HP よりダウンロードする事が出来ます。
1-2	資格更新時期の連絡などはあります	更新時期が近づきましたら、更新方法、手続き
	か。	等の詳細をメール等でお知らせします。
1-3	今後、更新の講習はどの様に行われる	現状と同様に新規・更新(現在の移行が更新に
	のでしょうか。新規・移行・更新という形	変わります。)と同日、同一会場で実施したいと
	で、同じようになるのでしょうか?	考えています。
1-4	木住協会員以外でも、この講習会を受	木住協会員以外でも公平に受講することができ
	講できますか?	ます。また、受講料に関しても会員、会員以外と
		も同一料金です。
1-5	建築士事務所登録をしていないが、こ	受講可能です。また、修了考査に合格されれば
	の講習会を受講できますか?	修了証を発行いたします。
		但し、一級建築士、二級建築士若しくは木造建
		築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求
		めに応じ報酬を得て建築物に関する調査(既存
		住宅状況調査)を業として行おうとするときは、
		その建築士事務所について都道府県知事の登
		録を受けなければなりません。
		※講習テキストp17 参照

2. 業務に関する質問及び回答①

No.	質問内容	回答
2-1	マンション(RC)の一室のリフォームの	一級建築士である必要があります。
	場合(建物は1級建築士でないと設計	既存住宅状況調査技術者は、建築士としてその
	出来ない場合)調査についても1級建築	設計等を行うことができる建築物の範囲に応じ
	士の必要はあるか。	て調査を行うこととなっています。
		これは、既存住宅状況調査の実施者には、表面
		的な劣化事象等から構造・防水に関する劣化や
		不具合の存在を推定することが求められてお
		り、建築物の構造、材料等について十分な知識
		を有する必要があるためです。
		※講習テキストp28 参照
2-2	既存住宅状況調査技術者資格取得者	木造建築物以外でも調査をすることができま
	が行う調査は、木造建築物以外でもで	す。但し、既存住宅状況調査技術者が所持して
	きますか?	いる建築士(一級、二級、木造)としてその設計
		等を行うことができる建築物の範囲に応じて調
		査を行うことになります。
		これは、既存住宅状況調査の実施者には、表面
		的な劣化事象等から構造・防水に関する劣化や
		不具合の存在を推定することが求められてお
		り、建築物の構造、材料等について十分な知識
		を有する必要があるためです。
		※講習テキストp28 参照
2-3	自分が売主となる住宅を自分で調査を	調査結果に関する客観性を確保する観点から、
	して良いか?	自らが売主となる住宅については既存住宅状況
		調査業務を実施しないことと言われています。
		なお、宅建業法では宅建業者が自ら仲介を行う
		住宅については、依頼主の同意がある場合を除
		き、調査を行うのは望ましくないとされています。
- 4		※講習テキストp18 参照
2-4	調査においては2人以上の複数人で行	一般的には効率は向上すると考えられますが、
	った方が良いのか?時間と効率を鑑み	実施の要否は各調査事業者で任意に判断すべ
	て(客観性を持つために)	きことと考えられます。

2. 業務に関する質問及び回答②

No.	質問内容	回答
2-5	宅建業者と調査事業者が同じグループ	対象住宅の売主、媒介する宅地建物取引業者
	会社である場合(別会社ではある)、調	又はリフォーム工事を請け負う建設業者等との
	査業務を行う事、重要事項説明で使用	資本関係がある場合は、依頼主に対してその旨
	する事は問題ないか(再確認)。	を明らかにし、業務委託契約書に明示すること
		が必要です。
		なお、宅建業法では宅建業者が自ら仲介を行う
		住宅については、依頼主の同意がある場合を除
		き、調査を行うのは望ましくないとされています。
		※講習テキスト
		p16 1)業務委託時の契約内容等の説明 参照
0.0		p18 2)客観性・中立性の確保 参照
2–6	標準的な報酬額等の資料があれば教	検査料金については、調査する建物の大きさに
	えてほしい。	もよりますが、4.5 万円~6 万円程度と言われて
		います。また、その料金は一般的に、依頼主で
		ある売主が負担します。
2-7	調査書(報告)で必要なものは「結果の	「建物状況調査の結果の概要(調査報告書用)」
	概要」だけなのか?国交省で決められ	の注意事項等中の「本調査結果についての注
	ている範囲が狭く思えた。	意事項(個別事項)」には、「調査対象となった住
		宅の売買、交換、または賃借を行う場合には、
		本調査結果を、(中略)重要事項の説明等に用した。
		いるため、当該売買等を媒介する宅地建物取引
		業者に提供することがあります。」とあり、「結果
		の概要」に付帯してその根拠となる内容を含む
		調査報告書の提出も行うことが想定されている
2-8		と考えられます。
2-δ	│耐震性書類確認において、確認した書 │ │類内容と現状が明らかに相違があった	構造耐力上主要な部分に影響を及ぼす工事そ の他の行為が行われている場合に、調査対象
	類内谷と現状が明らかに相違があった 場合(増改築が行われていた時)報告	の他の打為が打われている場合に、調査対象 住宅の現況について建築物の構造耐力に関す
	場合(塩以柔が打われていた時)報告 内容はどのようになりますか。	伝毛の境がについて産業物の構造前がに関す る基準及び制限に適合することが確認できない
	M1台はCU4 JI-49まりか。 	場合は、耐震性に関する書類の確認は「不明」
		となります。
		※講習テキストp47 参照

2. 業務に関する質問及び回答③

No.	質問内容	回答
2-9	耐震性については、過去の書類も大事	本調査は目視等を中心とした非破壊による既存
	だが 2000 年以降を考えると劣化評価も	住宅の現況を把握するための基礎的なインスペ
	加えた方が良いのではないか?	クションに相当する調査であり、一定の範囲にお
		ける劣化事象等が調査の対象となります。
		ただし各調査事業者がオプション調査として、よ
		り詳細な劣化状況の調査を実施することを妨げ
		るものではありません。
2-10	雨漏りや蟻害など、見逃してしまうケー	「建物状況調査の結果の概要(調査報告書用)」
	スの場合、責任を問われないようにした	の注意事項等中に、「本調査結果の判定をもっ
	方が良いのでしょうか。	て、住宅の経年による通常の劣化が一切ないこ
		とを保証するものではありません。」と記述され
		ており、その旨を依頼主に説明することが大切
		と考えられます。
0.11	エルのほう笠毛の臣用だ みてハム	※講習テキストp137参照
2-11	雨水の浸入箇所の原因が一発で分か	雨水の浸入箇所の原因を一律の調査で究明す
	る方法、機器はないですか?	ることは困難と考えられ、総合的な判断を要す ると想定されます。
		ると思たされます。 従って原因が一発でわかる方法・機器は存じ上
		げません。
2-12	基礎の 0.5mm 以下のクラックは、ヘアー	基礎のひび割れの幅 0.5 mm、欠損の深さ 20 mm
	クラックとみなして構造上影響ないと考	に満たない場合であっても、広範囲に及んでい
	えられるのでしょうか。	る場合はコンクリートの著しい劣化に相当してい
		るものとしています。
		※講習テキストp58 参照
2-13	木材の乾燥状態を計測する必要性につ	本調査は目視等を中心とした非破壊による既存
	いて(含水率の確認)	住宅の現況を把握するための基礎的なインスペ
		クションに相当する調査であり、木材の含水率
		計測は必須の扱いではありません。ただし各調
		査事業者がオプション調査として実施することを
		妨げるものではありません。
		なお、木住協リフォーム支援制度の調査・診断
		の手引きでは、詳細調査の項にて、含水率計を
		用いた木材の水分量の計測について紹介しているので参考にして下さい。
		いるので参考にして下さい。 ※調査・診断の手引きp70~73
		☆ ☆

2. 業務に関する質問及び回答④

	に関する貝向及び凹合は	同恢
No.	質問内容	回答
2-14	基礎鉄筋探査調査で無筋コンクリートの場合の表記はどうすればよいのか。	報告書の備考欄に、次のような記述をすることかが考えられます。「基礎立ち上がり部分の鉄筋探査を、当該部分のうち〇〇の範囲を対象に〇〇法による探査機を用いい行ったところ、鉄筋の存在を確認することができなかった。」
2-15	混構造(1 階 RC 造、2・3 階木造)の場合 1 階RC造は鉄筋コンクリート造調査方法、2・3 階は木造の調査方法になりますか。また、その場合、基礎については 1 階 RC 造として調査はすれば宜しいでしょうか。	調査方法基準書の解説(4.既存住宅状況調査の 方法(第 4 条))に以下の記述があります。「第 1 項第 4 号では、複数の構造が混在する混構造に ついて、同項第 1 号から第 3 号までに定める調 査に準じて調査を行うとしている。軽量鉄骨造住 宅を木造の基準により調査する場合など、形式 的な構造名と調査上用いた基準の構造が異な る場合も想定される。そのような場合には、調査 結果の報告書において、どのような構造に準じ て調査したかを示すことが望ましい。」したがっ て貴見のとおり、当該部分の構造の調査方法に 準じて実施することが考えられます。また、上記 のとおり、調査結果報告書には、どの構造に準 じて調査したかを示すことが望ましいとされてい ます。
2-16	調査事業者の件で、個人で有料の場合は、事務所登録の必要性があるのか。	個人の場合でも他人の求めに応じて報酬をえて 建築物に関する調査(既存住宅状況調査)を業と して行うとするときは、その建築士事務所につい て都道府県の登録を受けなければなりません。
2-17	保険法人に事業者登録されるには、ど うすればよいか、一般の建築士事務所 では不可能か。	建築士事務所について都道府県の登録を受けていれば可能ですが、詳しくは各保険法人にお尋ねください。
2-18	調査方法として、床下点検口・天井点検口から頭を出してと説明があったが、その様な小規模の調査で良いのか。講習が進むにつれ、更に広範囲の調査が必要なのかと思える内容説明になっていると感じたが、本当のところどうなのか。	本調査は目視等を中心とした非破壊による既存住宅の現況を把握するための基礎的なインスペクションに相当する調査であり、一定の範囲における劣化事象が対象となります。ただし各調査事業者が、より詳細な調査をすることを妨げるものではありません。

2. 業務に関する質問及び回答⑤

No.	質問内容	回答
2-19	コンクリートの著しい劣化でヒビ、欠損が無い場合でも広範囲に及んでいる場合の範囲とは、どれくらいか。目安はあるのか。	定量的な目安というのは特になく、調査者の判断に委ねられます。例えば、1層や1スパンの過半の長さ、複数の階層やスパンを横断する範囲、同一方向位面の異なる複数の箇所にある事象などは、広範囲に該当すると考えられます。調査結果報告書に、コンクリートの劣化が確認された範囲や長さ等を明記し、それにより広範囲であると判断したことを示すことが望ましいと考えられます。
2-20	目視により劣化事象等の有無を明らかに判断できる場合、目視のみで調査を 行うとありましたが、目視のみでいいのか、明らかに判断出来る場合、その奥にも影響がでているのではないか。	本調査は目視等を中心とした非破壊による既存住宅の現況を把握するための基礎的なインスペクションに相当する調査であり、一定の範囲における劣化事象が対象となります。ただし各調査事業者が、より詳細な調査をすることを妨げるものではありません。
2-21	調査項目で基礎の劣化事象が幅 0.5mm のひび割れ、深さ 20mm 以上の 欠損とあるが、この数値を出した根拠を ご教授頂きたい。	講習会にて資料配布しました「既存住宅状況調査方法基準の解説」(H29年 国交省告示第82号)の第5条において、基礎の劣化事象等として、左記の数値が規定されています。本講習は、この告示基準に沿って説明をしています。
2-22	テキスト P17 3)調査事業者・既存住宅 状況調査を無料受託の場合は、どう判 断するのか(事務所登録有り)(客観性・ 中立性確保の場合)	無料受託の調査の場合は、事務所登録は必要ないと考えられるが、資格者が調査報告を行うことについては、無料だからと言っても責任は免れないと考えたほうが良いと判断します。客観性・中立性の確保についても同様な考え方で対応することをお勧めします。
2-23	既存住宅の購入者は、調査報告書を見ても、対象物件の良し悪し(適正価格かどうか)が判断出来ないと思うが、どのように活用するものなのか教えて欲しい。総合評価なども出ていないし、判断材料にならないと思う。	既存住宅状況調査の調査報告書では、建物の 劣化の状況や漏水等の目視を中心とした検査 の報告を目的としたもので、建物の価格を評価 するものではありません。宅建業者や、不動産 鑑定士等の価格査定の判断の一部に使われる 資料となります。

2. 業務に関する質問及び回答⑥

No.	質問内容	回答
2-24	混構造の場合は、報告書をどのように	例えば、RCと木造の混構造の場合は、それぞ
	作成すればよいのか。	れの構造部分毎に対し、建物状況調査の結果
		の概要の(木造・鉄骨造)及び(鉄筋コンクリート
		造等)の口その他(混構造等)にチェックし、各々
		作成することになる。
2-25	コンクリートの強度を、調査範囲が H11	建築基準法の改訂に伴い、H11 年 5 月 1 日以
	年5月1日以降が除かれる理由につい	降の確認済証の交付を受けた大規模住宅は、
	て教えて下さい。	中間検査が義務化されたことで、コンクリート強
		度については、新築時に確認されている。その
		為、既存住宅状況調査においてコンクリート圧
		縮強度の検査は不要となった。

3. その他の質問及び回答

No.	質問内容	回答
3-1	P52 最後の行「耐震性かつ、 <u>所定の耐震基準に適合していること</u> 」←どういうことでしょうか?	「所定の耐震基準」とは、「昭和 56 年に導入された新耐震基準」もしくは「耐震診断基準(平成 18 年国土交通省告示第 185 号)」を示し、これに適合していることを意味します。 ※講習テキストp46~47 参照
3-2	各書式、帳票は木住協の HP でダウンロードし、利用可能ですか?	可能です。 木住協HP⇒事業活動⇒既存住宅状況調査技術者⇒「各種帳票類のダウンロード」⇒「受講者専用ページはこちら」および、木住協HP⇒事業活動⇒木住協リフォーム支援制度⇒「木住協リフォーム支援制度⇒「木住協リフォーム支援でしたが出来ます。但し、ダウンロードし利用することが出来ます。但し、ダウンロードの際には、講習修了者(合格者)へ修了証発送の際にお知らせしている、IDとパスワードが必要になります。
3-3	現況調査のDVDは販売していますか? (良く出来ているので)	現在は販売していません。申し訳ございません。DVDの一部をHPで閲覧できるようにすることを検討しています。
3-4	建築士事務所として調査事業を行う場合「既存住宅状況調査事務所」等の表示をしても良いのか? HP 等に開示する場合の、表示・表現に何か制限はあるのか?	建築士事務所等の調査事業者が任意に表示することを制限するものではないと考えられます。 なお、共通の標章等の表示方法については定められていません。 ※講習テキストp24参照
3-6	欧米の先進国に比べて既存住宅の流 通が極端に少ない理由は何ですか?	生活文化や法規制等、既存住宅の取扱いは国によって大きく異なります。わが国で流通量が少ない理由については、様々な理由があると考えられます。